

## 表彰に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会(以下、「本協会」という。)基本規程第51条の規定に基づき、著しい功績のあった個人あるいは団体に対する表彰に関して、必要な事項を定める。

(表彰の種類及び基準等)

第2条 表彰の種類は、功労表彰、優秀表彰並びに特別表彰とし、対象及びその基準は、別紙のとおりとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与する。ただし、記念賞その他を加授することができる。

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 被表彰者は、専門委員会・市町村協会等から推薦され、総務委員会の選考を経て理事会において決定する。

(表彰の期日)

第5条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(記録及び公表)

第6条 本協会が表彰を行ったときは、被表彰者等の氏名及び事績を公表するとともに、被表彰者名簿に登載し、永久に保存する。

(改正)

第7条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規則の改正は、平成25年3月10日から施行する。(基準3)
- 3 この規則の改正は、平成27年3月1日から施行する。(基準3)
- 4 この規則の改正は、平成30年3月22日から施行し、平成30年度に行う表彰から適用する。(1条・2条・3条・4条・5条・6条・別紙)
- 5 この規則の改正は、平成31年3月22日から施行する。(1条・別紙-1)
- 6 この規則の改正は、令和元年9月28日から施行する。(別紙-2)
- 7 この規則の改正は、令和元年12月7日から施行する。(別紙-1)
- 8 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条、6条、別紙-1)
- 9 この規則の改正は、令和4年12月3日から施行する。(別紙-1)

【別紙】表彰に係る基準

1 表彰の対象及び基準

区分	表彰の対象	具体的な表彰基準	対象
功 労 表 彰	長年にわたり、 本協会の運営や選 手の指導、育成し てきた個人又は団 体とする。 ただし、原則と して個人は年度内 に満60歳以上の 者とする。	(1) 市町村協会及び各種連盟において理事等以上の職 責を20年以上務めた者。	個人
		(2) 選手の指導・育成又は審判として長年（概ね20年 を基準とする）にわたる功績があった者。	個人
		(3) 市町村協会において、サッカー競技等の振興発展に 特に顕著な貢献をした者。	個人
		(4) 本協会各種委員会において、サッカー競技等の振興 発展に特に顕著な貢献をした者。	個人
		(5) その他、県サッカー競技等の振興発展に特に顕著な 貢献をしたもの。	個人 又は 団体
優 秀 表 彰	本県の代表及び 登録選手として、 全国大会等優秀な 成績をおさめた個 人又は団体。	(1) 公益財団法人日本サッカー協会の全国大会で優秀 な成績をおさめた団体。	団体
		(2) その他、特に功績が顕著で優秀賞に値すると認めら れる個人又は団体。	個人 又は 団体
特 別 表 彰	(1) 特別賞 ①日本代表や国際舞台で活躍するなど県内サッカー競技の振興発展に大 きく貢献していると認められる本県出身或いは本県にゆかりの深い個 人又は団体。 ②その他、特に功績が顕著で特別賞に値すると認められる個人又は団体。	(2) 奨励賞 公益財団法人日本サッカー協会が実施するeスポーツ等の各種大会にお いて、全国大会等で優秀な成績をおさめた個人又は団体。	個人 又は 団体
			個人 又は 団体

2 表彰の適用除外等

次の各号の一つに該当するものは基準に該当する適格者であってもこの規則を適用しない。

- (1) 懲役または禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 同一の事由により既に表彰を受けた者
- (3) 故人。ただし、表彰基準を満たし当該年度内に逝去した者は、年齢要件を問わず当該年度又は翌年度の表彰対象とすることができる。